

令和7年度（2025年度）分 児童館夜間使用の年間登録要項

1 概 要

児童館では、閉館後の夜間に市民の皆さんが活動の場として施設を使用できるよう貸館を行っております。

また、定期的に児童館を使用したい“地域の住民活動および文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を行う団体（5名以上）”を対象に年間登録を受付けております。

※ 年間登録を行わない場合でも使用できます。なお、3か月以上使用する団体は年間登録をしていただくようお願いいたします。

(1)年間登録とは

年間登録とは、令和7年（2025年）4月から令和8年（2026年）3月までの間、使用したい児童館の部屋と曜日の仮予約を行うことを言います。

登録後、使用する際には、「3-（1）-⑤」のとおり、使用希望日のある月の前月1日から20日まで（20日が休館日の場合はその直前の開館日まで）に登録児童館において所定の手続きが必要となります。

(2)対象日、使用できる時間、登録形式など

対 象 日 ○各児童館：月曜日～土曜日（※祝日、年末年始を除く）

○古川母と子の家：火曜日～日曜日（※祝日、年末年始を除く）

※令和7年度の夜間活用の取組実施のため下記のとおり使用できる時間が制限される児童館があるほか、児童館の管理上支障がある場合や、行事等によっても使用できない場合があります。

施 設 名	夜間使用できる時間		
	曜日	6/1～9/30 ※	10/1～12/25 ※
大森浜児童館	月	18：00～21：00（3h）	
	火		
山の手児童館	水	19：00～21：00（2h）	18：00～21：00（3h）
	木	18：00～21：00（3h）	
桔梗児童館	金	19：00～21：00（2h）	18：00～21：00（3h）
	土	18：00～21：00（3h）	
亀田港児童館	月	18：00～21：00（3h）	
	火		
赤川児童館	水	20：00～21：00（1h）	19：00～21：00（2h）
	木	18：00～21：00（3h）	
鍛冶児童館	金		
	土		
深堀児童館	月	18：00～21：00（3h）	
	火		
旭岡児童館	水	18：00～21：00（3h）	
	木		
旭岡児童館	金	18：00～21：00（3h）	
	土		

※函館市立小・中学校の夏季休業中（7/26～8/24）および冬季休業中（12/26～12/27）

は制限が解除されるため、18：00～21：00で使用できます。

使用時間 午後6時から午後9時までの間（※最長3時間）

登録形式 令和7年度（2025年度）（1年間）に使用を希望する「施設名／使用する曜日／部屋の種別」での登録となります。

【例】：「西部児童館／毎月曜日／図書室」※登録申込書を参照してください

(3)使用料金

使 用 料 ○各 児 童 館：1室あたり1回の使用につき200円

○古川母と子の家：1室あたり1回の使用につき以下の料金

遊戯室 200円 / 図書室・集会室 150円

暖 房 料 11月～4月の期間は、1室あたり1時間ごと実費分の加算あり（児童館により異なります）

※令和6年度冬季は石油暖房の遊戯室で1時間平均約250円（1時間に満たない分は切上げ）

【例】：冬季にA児童館の遊戯室を毎月曜日に 18:30～21:00 使用の料金算定

使用料：200円×4回／月＝800円

暖房料：250円×3時間（※切上げ）×4回／月＝3,000円

月額合計 3,800円

(4)主な用途 令和6年度は、下記のような活動に使用されています。

■遊戯室	・武道,スポーツの練習（空手,ダンス,卓球 など）
■図書室	・文化活動（書道 など）
■集会室	・町会等の会議 等

※ 施設によっては、卓球台、バスケットゴール等の運動器具を使用することができます。
器具、備品等の保有状況、使用の可否などについては直接各児童館にお問合せください。

(5)対象施設（23カ所）

施設名	住所	電話番号	使用可能な部屋および広さ（㎡）			建設年	駐車場（※2）
			遊戯室	図書室	集会室		
西部児童館	入舟町6-17	23-1765	128	37	59	平6増改修	無
谷地頭児童館	谷地頭町9-5	23-4475	82	69	—	昭45新築	無
東川児童館	東川町11-12	23-1497	114	102	—	昭46新築	無
大森浜児童館	金堀町3-2	55-7881	162	24	27	令2新築	6台
赤川児童館	赤川1-30-35	46-1717	162	28	31	平16新築	6台
鍛冶児童館	鍛冶2-20-5	51-1044	151	38	45	昭56新築	無
富岡児童館（※1）	富岡町1-49-27	42-4013	113	39	51	昭43新築	無
昭和児童館（※1）	昭和2-37-2	45-9030	178	32	38	平3新築	無
山の手児童館	山の手3-4-7	51-4480	162	32	38	平11新築	5台
神山児童館（※1）	神山町241-70	56-1116	162	30	29	平24新築	9台
上湯川児童館	上湯川町8-1	57-2332	132	112		昭53増改修	5台
日吉が丘児童館	日吉町2-34-5	56-0946	72	66		昭43新築	無
深堀児童館	深堀町14-6	52-4411	129	36	51	昭54新築	無
湯浜児童館	湯浜町14-3	51-5472	122	62	—	昭50新築	無
湯川児童館	湯川町2-13-16	57-4578	62	26	—	昭36新築	無
旭岡児童館	西旭岡町2-51-1	50-5105	180	32	38	平7新築	6台
中島児童館	中島町30-8	56-0475	69	23	29	昭35改築	無
宮前児童館	宮前町25-15	41-1609	66	39	33	昭40新築	無
大川児童館	大川町9-8	41-3618	57	48	—	昭51増改修	1台
五稜児童館	白鳥町14-29	42-7095	66	39	—	昭56増改修	無
桔梗児童館 （桔梗福祉交流センター）	桔梗4-1-18	47-7099	162	26	33	平17新築	16台
亀田港児童館	亀田港町42-16	45-0216	162	30	30	平19新築	8台
古川母と子の家	古川町7-1	58-2601	79	16	19	昭40新築	5台

（※1） 富岡・昭和・神山の各児童館は、市の指定管理児童館として学校法人野又学園が運営するため、一部取扱いが変更となる場合があります。

（※2） 冬期間は、積雪状況により、駐車台数分を確保できない場合があります。

【注】 使用可能な運動器具など施設に関する問合せや、見学の申込みについては、各児童館へ直接お願いします。

※問合せ・見学等受付日時：3-（1）- ⑤〈受付日〉〈受付時間〉参照

2 年間登録の申込方法および留意点（資格、申込み条件など）

(1) 年間登録資格（①～③全てに該当すること）

- ① 5名以上の会員からなる団体であること
- ② 代表者は函館市民もしくは函館市内に勤務していること
- ③ 団体の会員の7割以上が函館市民もしくは函館市内に勤務していること（児童で、保護者が函館市内に勤務している場合も可）

■なお、営利事業を目的とする場合は使用できません。

(2) 提出書類（締切日：2月10日（月）必着）

- ① 令和7年度（2025年度）分児童館夜間使用の年間登録申込書（様式1）※両面
- ② 会員名簿（様式2）
- ③ 年間収支内訳書（収支がある場合のみに提出。様式は自由ですが、記載例を参照）
- ④ 規約等（規約等がある場合のみに提出。様式は自由です。）

■様式1・2・③は、要項とともに配布

■④は、自由様式

(3) 申込み条件について

① 年間登録の制限

児童館は、公共施設として全ての市民の方に公平・公正に使用する機会を付与し、特定の方のみを利することがないよう、年間登録にあたっては、原則1団体1登録とします。（※会員の3割以上が同一の場合は、一つの団体とみなします。）

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、複数の登録ができるものとします。

i 代表者が同一人でも、同じ会員が3割に満たない場合は、別団体とみなし、それぞれ登録することができます。

【例】：別の地域にあるA児童館とB児童館で、代表者以外の会員が全員別人である場合は別団体とします。（※逆に、代表者や団体名が異なっても、会員の3割以上が同一人の場合は一つの団体とみなし、複数の登録は不可）

ii 上記「i」の要件を満たさない場合でも、令和4年12月までに複数の登録をしている団体については、経過措置として現に使用している登録数を上限として申込みことができます。

【例】：同一団体が、現在次のような形態で使用を認められている

A複数の児童館 B同じ児童館を複数曜日 C同じ曜日に複数の部屋

② 希望が重複した場合

第1希望が他団体と重複した場合は、調整会議（令和7年2月14日（金）開催予定）において決定します。ただし、第2希望を記入いただいた場合は調整会議を行わず、第2希望で登録します。

3 登録申込みから施設使用までの流れ

(1) スケジュール等

- ① 登録要項および登録申込書配布 令和7年2月3日（月）～2月10日（月）
◇子ども未来部子ども健やか育成課（総合保健センター1階）および各児童館で配付
または市子ども未来部のホームページからダウンロード（「函館市児童館」で 検索）
- ② 登録申込書提出締切 令和7年2月10日（月）必着
◇子ども健やか育成課に提出または下記に郵送（※各児童館では受付していません）
〒040-0001 函館市五稜郭町23-1
函館市子ども未来部子ども健やか育成課 宛て
- ③ 調整会議実施 令和7年2月14日（金）予定

- ④ 登録決定 → 承認通知の送付 令和7年3月上旬

◇登録が決定した児童館を通じて通知書をお渡しします。

- ⑤ 使用許可申請書提出

◇原則毎月1日から20日まで（20日が休館日の場合はその直前の開館日まで）に、登録した児童館に翌月分の使用許可申請書を提出し、使用料をお支払いください。（4月に使用希望の場合、3月20日までに提出してください。なお、受付日時は以下のとおりです。

〈受付日〉 開館日 児童館：月～土曜日（※祝日、年末年始を除く）

古川母と子の家：火～日曜日（※祝日、年末年始を除く）

〈受付時間〉 4月～9月 9時～18時 / 10月～3月 9時～17時

※使用許可申請書は各児童館にあります。

※郵送等での受付はいたしません。受付時間内に直接来館してください。

(2)施設使用にあたっての注意点

施設使用にあたっては児童館職員の指示に従い、下記の点を必ず遵守してください。

- ① 使用時間は「施設を使用できる時間」とする。事前の準備等から後片付けまで使用許可された時間内で全て完了し、終了時間には全ての使用を終えて施設から退去すること。
- ② 建物を汚染しないこと。もし床や机上を汚したり、ごみが出た場合などは自ら拭き取ったり除去するなどして使用前と同じ状態に回復すること。
- ③ 活動に伴って必要となる物品（文房具、運動用具等）は各自持参すること。使用する部屋に備付けの机・イス以外の器具・備品を使用したいときは、事前に児童館等職員に申し出て、その指示に従うこと。（原則として、その部屋に備付けてある以外の器具類を使用することはできません。）また、承認を得ないで電話機を使用しないこと。
- ④ 釘を打つ、床を傷つける靴でダンスやスポーツを行う等、建物その他の物件を破棄汚損または滅失するおそれのある行為をしないこと。
※建物その他の物件を破棄汚損または滅失した場合は、使用前と同じ状態に回復してください。回復に要する実費は負担していただきます。
- ⑤ 承認を得ないで机・イス等の器具・備品を移動したり、掲示物を取り外したりしないこと。承認を得て移動等した場合も、使用後は元の位置に戻すこと。
- ⑥ 館内および敷地内で、火気を使用したり、危険物を持ち込んだりしないこと。
- ⑦ 館内および敷地内で、飲食および飲酒・喫煙をしないこと。（通常の水分補給は可。）
- ⑧ 館内および敷地内で、許可なく看板、ポスター等の掲示をしないこと。
- ⑨ 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。（特に、路上駐車、建物付近での談笑などの行為は、近隣住民の迷惑となりますので、厳に謹んでください。）

函館市子ども未来部
子ども健やか育成課

<問合せ先および申込先>

住所 〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号

電話 0138-32-1517

Email jidoukan@city.hakodate.hokkaido.jp